

## 公 示 送 達

地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、下記の者の公示送達をする。

なお、送達すべき書類は、大玉村役場税務課にて保管してありますので、申し出があれば交付いたします。

令和 8 年 3 月 19 日

福島県安達郡大玉村長 押 山 利 一



1. 送達を受けるべき書類の名称

令和 7 年度 固定資産税 (第 4 期) 督促状

2. 送達を受けるべき者の氏名

株式会社 アールアンドケー

有限会社 次藤建築工業

國 馬 国治郎

亡三浦みき子相続財産

君 島 邑 紀

亡鈴木キク相続財産

亡橋本與吉相続財産

亡次藤孝記相続財産

亡平守相続財産

亡橋本貞雄相続財産

菊 地 徹

吉 沢 一 美